

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成8年4月から同年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成8年4月から9年9月までの標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられている。実際の給与と大きくかけ離れており、標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までは、オンライン記録によると、当初、26万円と記録されており、申立期間のうち、同年10月から同年12月までは申立人が所持する給与明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から28万円であると確認できるところ、9年1月9日付けで、8年4月1日まで遡^{そきゅう}及して9万2,000円に記録訂正されていることが確認できるとともに、当該記録訂正後の9年1月から同年9月までは、引き続き9万2,000円とされていることが確認できる。

また、同僚4人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、遡及して記録訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主及び当時の経理担当者は、「経営の悪化により社会保険料の滞納が増大し、社会保険事務所のアドバイスで標準報酬月額を引き下げる措置を採った。その後、社会保険事務所の是正勧告を受け、平成9年10月以降は正しい標準報酬月額により届け出たが、それ以前の期間において、従

業員の給与から引下げ前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していた。」と証言しており、申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していた事情が認められる。

加えて、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書によると、総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当初、社会保険事務所に届けられた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年1月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年4月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年4月から同年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月21日から同年3月1日まで

A社に昭和42年3月に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。同社B店から同社C店に転勤した際、同社B店における被保険者資格の喪失日が誤って記録されたものと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、雇用保険の記録及びA社の回答などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年3月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社（B店）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、昭和44年3月1日と届け出るべきところを誤って同年2月21日として届け出たため、同年2月の保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月1日から同年7月1日まで

昭和54年6月末までA社の本社に勤務し、転勤により同年7月1日から同社B支店に勤務した。同社には継続して勤務しており厚生年金保険の被保険者期間が途切れることは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職履歴書、人事発令書、A社の回答及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和54年7月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月4日まで

A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。同社B工場から同社本社に転勤した際、同社本社における被保険者資格の取得日が誤って記録されたものと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、健康保険被保険者資格取得証明書、雇用保険の記録及びA社B工場の回答などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年9月30日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月の社会保険事務所(当時)の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が昭和49年10月4日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年8月まで

平成3年4月に学生が国民年金の強制被保険者になったので、A市役所から加入を勧奨する電話があった。すぐに、父親が市役所に出向き、その場で加入手続きを行い、1か月分の国民年金保険料を納付した。次月以降からの保険料については、父親の銀行預金からの口座振替で両親と私の3人分の保険料を一緒に納付していた。私が厚生年金保険に加入する5年8月までの納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認できる申立人が初めて公的年金制度に加入した時期は厚生年金保険の被保険者資格を取得した5年9月14日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続きや保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親の記憶も曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの期間、平成12年4月、同年8月から同年10月までの期間及び13年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から40年3月まで
② 平成12年4月
③ 平成12年8月から同年10月まで
④ 平成13年1月から同年8月まで

国民年金保険料の集金をしていたA社会保険事務所(当時)の国民年金推進員の人からは「あなたは国民年金保険料を満額納付しています。」と聞いていたので、加入期間はすべて納付していると思っていた。しかし、年金記録では申立期間が未納と記録されており、納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社会保険事務所の国民年金推進員から、「満額納付している。」と聞かされていたので未納は無いはずと主張しているが、当該推進員は、「私は、国民年金の強制加入期間中の被保険者に対して、満額及び完納という言葉は使わない。ただ、年金保険料の時効は2年なので、納付できる期間の保険料は納付されていると伝えたことはあったかもしれない。」と証言している。

申立期間①については、申立人自身が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿によると昭和40年9月30日に払い出されていることが確認できることから、申立期間①の保険料については、その時点では、過年度扱いとなるために町内会等の集金で

は納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、平成12年3月から同年5月までの分の国民年金保険料を14年6月28日に納付した領収証書(写し)を納付の証として提出しているが、12年3月分の保険料は重複納付により同年7月分に、同年4月分の保険料は納付期限を過ぎていたために同年6月分に充当され、同年5月分の保険料のみが当該当月分の過年度保険料として納付処理されたことが、オンライン記録で確認できることから、申立期間②の保険料は時効により納付できなかったものとみられる。

申立期間③及び④については、それぞれの申立期間後の平成12年11月の保険料及び13年9月の保険料が時効間際の14年12月30日及び15年10月31日に納付されていることがオンライン記録により確認できることから、これらの期間の保険料も申立期間②同様時効により納付できなかったものとみられる。

さらに、申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年12月まで
平成3年ごろ、国民年金保険料の未納分が2年近くあり、過去の保険料も払えたと聞いた。そのため、夫が私の保険料を納付してくれたのに、「ねんきん特別便」で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年1月14日に払い出され、元年3月16日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は、その時点で、2年12月分を除き、納付時効が成立しており、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
昭和 35 年 10 月、当時の町内会長の勧めで国民年金に加入し、毎月自宅へ
集金に来てくれた町内会長に、保険料を渡していたので調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿によると昭和 40 年 5 月から 11 月の間に払い出され、35 年 10 月 1 日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、その時点では、申立期間の保険料は過年度扱いとなるため町内会等の集金では納付できない上、申立期間のうち、38 年 3 月までの保険料については納付時効が成立しており、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時は未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 794

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から62年1月まで

申立期間当時の住所はA県B市であったが、国民年金には加入していなかった。地元のC町にUターンした平成3年9月ごろ、役場において保険料の未納が確認できたので、母親に保険料をまとめて納付してもらったが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成3年9月ごろ、国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の記録から、同年9月から同年11月の間に払い出されたと推認できる。

しかしながら、申立期間は、加入手続を行った時点では、既に納付時効が成立している上、オンライン記録から、資格取得日は平成3年9月6日と確認できることから、未加入期間でもあり、制度上保険料を納付することはできず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親の記憶は曖昧であるために保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで

申立期間は、A社に在職中であったが、夜間や休日を利用して、B社C支部で外交販売員として勤務していた。

当初、B社での厚生年金保険の被保険者期間は無かったが、再調査してもらったところ、昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 2 月 28 日までの記録が出てきた。しかし、私は、42 年 6 月 1 日から同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、「申立人の在籍期間は昭和 44 年 3 月 31 日から 45 年 2 月 27 日までであり、同期間のうち、44 年 3 月 31 日から同年 5 月 31 日までは当時の規程（試用期間に係るもの）により厚生年金保険に加入させていない。」との回答があった。

また、申立人が名前を挙げた当時の上司には連絡が取れず、申立期間当時における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。